発電設備設置に関する規制・窓口

	法律名称	現制概要 カモス 開放 国 に 民 する が 印 こ お ロ	窓口
经	1	L グルップペター 申請者の責任において、その他該当の法令についても所管する行政機関に照	·-
	国土利用計画法	契約締結届出 市街化区域では2,000㎡以上、市街化調整区域では5,000㎡以上、都市計画区域外では10,000㎡以上の土地の売買等の契約を締結した場合	建築都市局 都市計画課 093-582-2451
2	都市計画法	開発許可 市街化調整区域に立地する場合、または市街化区域で1,000m2以上の 開発を行う場合、開発許可に該当する可能性があるため、相談すること。	建築都市局 開発指導課 093-582-2644
3	宅地造成等規制法	開発許可 宅地造成工事規制区域(宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は 市街地になろうとする土地)内で、宅地造成を目的とする場合	
4	農地法	機地の転用(機地以外のものへの転用を規制) 政策的に太陽光を普及拡大するのは分かるが、一度 農地の転用を行うと、二度と農地に戻せないため、積 極的に認める方向にはならない。(市街化調整区域) 転用には農業委員会等の許可が必要。 ・5,000m2未満・・市の窓口(農業委員会)を通じ、八 幡農林事務所(県)へ申請。 ・5,000m2以上・・・県へ直接申請。 ・40,000m2(4ha)以上・・国への申請が必要。 ※市街化区域・・・農業委員会へ届出必須。 (面積に関わらず農地からの転用は可能。)	産業経済局 農林課 093-582-2078 東部農業委員会 093-951-4111 西部農業委員会 093-951-9971
5	森林法	開発許可 ① 保安林ではない山林6000m2以内を伐採する場合 ② 保安林ではない山林で6000m2以上を伐採する場合 ③ 保安林の場合の場合(許可を取る必要があり	① 北九州市農林課への届 出(30日前) 093-582-2078 ② 福岡県農林事務所へ届 出 093-601-5567 ③ 福岡県農林事務所へ許 可申請 093-601-5567
6	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続	市民文化スポーツ局文化企 画課 093-582-2391
7	土壤汚染対策法	形質変更の届出(着手30日前)※1 掘削部分と盛土部分の合計が3,000m2以上の土地の 形質の変更。	環境局 環境監視課 093-582-2290
8	自然公園法	工作物新築等許可申請手続 特別地域内に太陽光発電施設を設置しようとする場合は、「工作物の新築」に該当するため、許可申請が必要	建設局緑政課 093-582-2466
9	河川法	河川工作物設置等許可手続 主に小中水力発電において	建設局水環境課 093-582-2491
10	環境影響評価法	環境影響評価手続き 一定の要件に該当する大規模な工場・事業場、発電所、廃棄物焼却施設及び大規模建築物の建設(増設も含む)並びに土地の造成事業を実施する場合に、環境アセスメントの手続きが必要となります。 国のアセスメント対象 ・太陽光発電所 出力30MW以上 ・水力発電所 出力2.25万kW ・火力発電所 出力11.25万kW ・地熱発電所 出力1,500kW ・風力発電所 出力7,500kW	環 境 局 環境監視課 093-582-2290

11	環境影響評価条例	環境影響評価手続き 一定の要件に該当する大規模な工場・事業場、発電所、廃棄物焼却施設及び大規模建築物の建設(増設も含む)並びに土地の造成事業を実施する場合に、環境アセスメントの手続きが必要となります。 〈条例によるアセスメント対象案件〉 ・太陽光発電所 設置に係る区域の面積:50ha以上 ・火力発電所 出力7.5万kW以上 ・水力発電所 出力1.5万kW以上 ・風力発電所 出力1.5万kW以上 ・風力発電所 出力1.5万kW以上 ・風力発電所 出力5干kW以上 ・風力発電所 出力5干kW以上 ・ 疾棄物焼却施設 焼却処理能力50t/d以上 ・ 大規模建築物 延床面積:10万㎡以上又は高さ100m以上 ・ 土地の造成事業 開発面積50ha以上 ※3ha以上の開発で福岡県への届出が必要になる場合があります。	環 境 局環境監視課 093-582-2290			
12	太陽光発電の環境配慮ガイドライン	環境配慮に関する届出 対象:環境影響評価法、北九州市環境影響評価条例の対象とならない出力 10kW以上の事業用太陽光発電所(屋根、壁面又は屋上設置は除く)				
条例	<u></u> 削による規制		l.			
1	北九州市都市景観条例	景観法に基づく届出 地域により、確認申請を要する工作物は届出が必要。	建築都市局 都市景観課 093-582-2595			
2	北九州市風致地区条例	工作物の新築、造成等に関する許可 10,000平方メートル以上の行為面積の場合、北九州市 風致審議会に諮問。(事務処理に時間を要す) 都市計画法の開発許可と平行して事務を進めるのが 良い。	各区まちづくり整備課 建設局 公園管理課 093-582-2464			
その	その他規制項目					
1	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	形質変更の届出(着手30日前) 過去に廃棄物処分場であった土地の形質の変更。	產業廃棄物処分場跡地: 環境局産業廃棄物対策課 093-582-2177 一般廃棄物処分場跡地: 環境局 施設課 093-582-2184			
2	建築基準法	確認申請 太陽光パネルの下を屋内用途に使わなければ、建築 物として取り扱わないため、建築確認申請は不要。た だし、付属設備(電気室等)は申請必要。工作物につい ては要確認。	建築都市局 建築審査課 093-582-2535			
3	消防法 北九州市火災予防条例	防火対象物の届出 建築確認が不要の場合は、消防法の届出も不要。 発電設備設置の届出※2 消防法による届出が不要な場合でも、発電設備・変電 設備を設置する場合、届出が必要。 ※変電設備は、その容量が50kW以上の場合要届出。 ※蓄電池は、定格容量と電そう数の積の計が4,800 A h cell以上の場合、要届出。	消防局 指導課 093-582-3812			
4	港湾法	臨港地区内行為の届出(港湾法第38条の2) 臨港地区において一定規模以上の工場または事業場 の新設や増設を行う場合、着工の60日前に行為の届 出が必要。 臨港地区内の構築確認申請 建築確認不要の場合は、港湾法、分区条例に基づく用途審査も不要。	港湾空港局 港営課 093-321-5960			
5	工場立地法	太陽光発電施設として設置する場合は、工場立地法 対象外となり、届出は不要。既設工場に設置する場 合は自家消費、売電用に関わらず環境施設扱いとなる。	産業経済局 企業立地支援課 093-582-2065			
6	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の届出 特定建設資材を使用する新築工事で、その請負代金の額が500万円以上となる場合、届出が必要。	建築都市局 建築指導課 093-582-2531			
福岡	福岡県への許可					
1	急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律 (急傾斜地法)	許可申請 水の放流、停滞、工作物の設置、掘削、盛土等の急傾斜地の崩壊を助長又は誘発 するおそれのある行為をする場合は、県知事の許可が必要。	福岡県 北九州県土整備事務所 用地課 093-691-2764			
2	砂防法	許可申請 工作物の新築、改築又は除却、土地の掘削、盛土等の治水砂防上で支障となる行為をする場合は、県知事の許可が必要。	福岡県 北九州県土整備事務所 用地課 093-691-2764			
3	地すべり等防止法	許可申請 地下水を誘致、停滞、排水阻害、工作物の新築等の地すべりの防止を著しく阻害 し、又は地すべりを著しく助長する行為をする場合は、県知事の許可が必要。	福岡県 北九州県土整備事務所 用地課 093-691-2764			

^{※1:}形質変更を行う総面積はが3,000m2を超えなければ、届出等不要。(具体的な案件をもって事前相談。) ※2:PVは発電設備には該当しない。但し、パワコン等の変電設備の規模によっては、要届出の対象となる。 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、最終的な確認・判断を行ってください。